

令和5年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 48 号 議 案	神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 49 号 議 案	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2
定 県 第 50 号 議 案	地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可について	3
県 報 第 1 号	専決処分について承認を求めること（神奈川県県税条例の一部を改正する条例）	4

神奈川県道路交通法関係手数料条例の 一部を改正する条例

神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表第1の14の項中「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改め、同表20の項中「法第108条の2第1項第15号」の次に「又は第16号」を加える。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年5月19日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

道路交通法の一部改正等により特定小型原動機付自転車運転者講習が新設されたことに伴い、講習手数料を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の 促進に係る信号機等に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「並びに」を「又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び」に改める。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年5月19日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

道路交通法の一部改正等に伴い、歩行者用青信号に従って道路を横断するものに、特定小型原動機付自転車を追加することに関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

地方独立行政法人神奈川県立病院機構 中期計画の変更の認可について

地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更について次により認可する。

第9 料金に関する事項の2 その他の料金の表児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する障害児入所支援の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に変更し、同表障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項、第5項、第8項及び第9項に掲げる障害福祉サービスの項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に変更し、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定による知事の認可の日から変更する。

令和5年5月19日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更を認可したいので、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により提案するものであります。

専決処分について承認を求めること

神奈川県県税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求める。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第30項中「附則第11条の4第2項、第5項及び第7項」を「附則第11条の4第3項及び第5項」に改める。

附則第32項中「、第37項第2号及び第42項」を「及び第39項」に、「附則第42項」を「附則第39項」に、「以下同じ」を「附則第37項において同じ」に改め、「附則第36項及び第37項（各号列記以外の部分に限る。）において同じ。」を削り、同項第1号中「、第35項第1号、第37項第4号及び第38項第1号」を「及び第35項第1号」に、「、第35項第2号、第37項第5号及び第38項第2号」を「及び第35項第2号」に、「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項第2号中「、第37項第6号及び第38項第3号」を「及び第35項第3号」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項の表第56条第2項本文の項中「第56条第2項本文」を「第56条第2項」に改める。

附則第33項中「、同条」を「同条」に改める。

附則第34項から第36項までを削る。

附則第37項中「（自家用の乗用車及び特種用途自動車を除く。）」及び「、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第34項の表」を「次の表」に改め、同項第2号中「平成30年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するもの」に、「又は平成21年天然ガス車基準」を「又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）」に、「附則第5条の2第7項」を「附則第5条の2第2項」に改め、同項第4号中「第56条第3項第5号ア及びオ」を「第56条第3項第2号イ、第3号ウ並びに第5号ア及びオ」に、「平成30年ガソリン軽中量車基準」を「法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成17年ガソリン軽中量車基準」を「同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「、エネルギー消費効率」を「、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「エネルギー消費効率」という。）」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「同条第1項第4号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率」に改める。

費効率（以下この項及び次項第1号から第3号までにおいて「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に、「附則第5条の2第8項」を「附則第5条の2第3項」に改め、同項第5号中「平成30年石油ガス軽中量車基準」を「法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成17年石油ガス軽中量車基準」を「同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第4項」に改め、同項第6号中「平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準」を「法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）」に、「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第5項」に改め、同項に次の表を加える。

第56条第1項第1号ア(ア)	7,500円	2,000円
第56条第1項第1号ア(イ)	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円
	1万5,700円	4,000円
	1万7,900円	4,500円
	2万500円	5,500円
	2万3,600円	6,000円
	2万7,200円	7,000円
	4万700円	1万500円
	第56条第1項第1号イ(ア)	2万5,000円
第56条第1項第1号イ(イ)	2万5,000円	6,500円
	3万500円	8,000円
	3万6,000円	9,000円
	4万3,500円	1万1,000円
	5万円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万5,500円	1万9,000円
	8万7,000円	2万2,000円
11万円	2万7,500円	
第56条第1項第2号ア(ア)	7,500円	2,000円
	1万5,100円	4,000円

第56条第1項第2号ア(イ)	1万200円	3,000円
	2万600円	5,500円
第56条第1項第2号ウ(ア)	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	1万2,000円	3,000円
	1万5,000円	4,000円
	1万8,500円	5,000円
	2万2,000円	5,500円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
	第56条第1項第2号ウ(イ)	8,000円
1万1,500円		3,000円
1万6,000円		4,000円
2万500円		5,500円
2万5,500円		6,500円
3万円		7,500円
3万5,000円		9,000円
4万500円		1万500円
6,300円		1,600円
第56条第1項第3号ア(ア)	1万2,000円	3,000円
	1万4,500円	4,000円
	1万7,500円	4,500円
	2万円	5,000円
	2万2,500円	6,000円
	2万5,500円	6,500円
	2万9,000円	7,500円
第56条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	7,000円
	3万2,000円	8,000円
	3万8,000円	9,500円
	4万4,000円	1万1,000円
	5万500円	1万3,000円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万4,000円	1万6,000円

第56条第1項第3号イ	3万3,000円	8,500円
	4万1,000円	1万500円
	4万9,000円	1万2,500円
	5万7,000円	1万4,500円
	6万5,500円	1万6,500円
	7万4,000円	1万8,500円
	8万3,000円	2万1,000円
第56条第1項第4号ア	4,500円	1,500円
第56条第1項第4号イ	6,000円	1,500円
第56条第2項	同号	同号（附則第34項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第56条第2項第1号ア	3,700円	1,000円
第56条第2項第1号イ	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第56条第2項第2号ア	5,200円	1,300円
第56条第2項第2号イ	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第56条第3項本文	前2項	前2項（附則第34項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第56条第3項第4号イ(ア)	2万円	5,000円
第56条第3項第4号イ(イ)	2万円	5,000円
	2万4,400円	6,500円
	2万8,800円	7,500円
	3万4,800円	9,000円
	4万円	1万円
	4万5,600円	1万1,500円
	5万2,400円	1万3,500円
	6万400円	1万5,500円
6万9,600円	1万7,500円	

8万8,000円

2万2,000円

附則第37項を附則第34項とする。

附則第38項中「第56条第1項及び第3項」を「第56条第1項第1号ア(イ)及び第4号ア並びに第3項本文」に改め、「、当該営業用の乗用車及び特種用途自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「同年4月1日から令和5年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和7年3月31日まで」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第35項の表」を「次の表」に改め、同項第1号中「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第6項」に改め、同項第2号中「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に改め、同項第3号中「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第8項」に改め、同項に次の表を加える。

第56条第1項第1号ア(イ)	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1万3,800円	7,000円
	1万5,700円	8,000円
	1万7,900円	9,000円
	2万500円	1万500円
	2万3,600円	1万2,000円
	2万7,200円	1万4,000円
	4万700円	2万500円
第56条第1項第4号ア	4,500円	2,500円
第56条第3項本文	前2項	前2項（附則第35項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

附則第38項を附則第35項とする。

附則第39項中「附則第34項から前項まで」を「前2項」に、「前3項（附則第34項から第38項まで）」を「前3項（附則第34項及び第35項）」に、「、同条」を「同条」に、「、同条（附則第34項から第38項まで）」を「同条（附則第34項及び第35項）」に改め、同項を附則第36項とする。

附則第40項を附則第37項とし、附則第41項を附則第38項とする。

附則第42項の表中「附則第40項第2号ア」を「附則第37項第2号ア」に、「附則第40項第2号イ」を「附則第37項第2号イ」に、「附則第40項第2号ウ」を「附則第37項第2号ウ」に、「附則第40項第2号エ」を「附則第37項第2号エ」に、「附則第40項第2号オ」を「附則第37項第2号オ」に、「附則第40項第2号カ」を「附則第37項第2号カ」に、「附則第40項第2号キ」を「附則第37項第2号キ」に、「附則第40項第2号ク」を「附則第37項第2号ク」に、「附則第40項第2号ケ」を「附則第37項第2号ケ」に、「附則第40項第2号コ」を「附則第37項第2号コ」に、「附則第41項第2号ア」を「附則第38項第2号ア」に、「附則第41項第2号イ」を「附則第38項第2号イ」に、「附則第41項第2号

ウ」を「附則第38項第2号ウ」に、「附則第41項第2号エ」を「附則第38項第2号エ」に、「附則第41項第2号オ」を「附則第38項第2号オ」に、「附則第41項第2号カ」を「附則第38項第2号カ」に、「附則第41項第2号キ」を「附則第38項第2号キ」に、「附則第41項第2号ク」を「附則第38項第2号ク」に、「附則第41項第2号ケ」を「附則第38項第2号ケ」に、「附則第41項第2号コ」を「附則第38項第2号コ」に改め、同項を附則第39項とする。

附則第43項中「前3項（附則第40項から第42項まで）」を「前3項（附則第37項から第39項まで）」に、「、同条」を「同条」に、「、同条（附則第40項から第42項まで）」を「同条（附則第37項から第39項まで）」に改め、同項を附則第40項とする。

附則第44項を附則第41項とし、附則第45項を附則第42項とし、附則第46項を附則第43項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の附則第30項の規定は、この条例の施行の日以後において不動産を取得した場合について適用し、同日前において不動産を取得した場合については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

3 改正後の附則第32項、第34項及び第35項の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（神奈川県水源環境保全・再生基金条例の一部改正）

4 神奈川県水源環境保全・再生基金条例（平成17年神奈川県条例第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「附則第45項」を「附則第42項」に改める。

令和5年5月19日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、神奈川県県税条例の一部改正について急施を要し専決処分したので、地方自治法第179条の規定により承認を求めます。